

平成30年第2回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成30年6月20日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 39号 西郷村税条例の一部改正する条例
- 日程第 2 議案第 40号 式服貸与条例を廃止する条例
- 日程第 3 議案第 41号 西郷村空家等対策審議会条例
- 日程第 4 議案第 42号 西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 43号 西郷村介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 44号 西郷村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 7 議案第 45号 平成30年度西郷村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 46号 平成30年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 47号 平成30年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 48号 平成30年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第 49号 平成30年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 報告第 2号 白河地方土地開発公社経営状況報告について
- 日程第13 報告第 3号 一般財団法人西郷村農業公社経営状況報告について
- 追加日程第1 議案第 50号 西郷村副村長の選任について
- 追加日程第2 議案第 51号 西郷村監査委員の選任について
- 日程第14 請願・陳情に対する委員会報告
・文教厚生常任委員会
請願第 1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
- 追加日程第3 発議第 2号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について
- 追加日程第4 発議第 3号 放射線監視装置（モニタリングポスト）の撤去の中止を求める意見書の提出について
- 日程第15 議員派遣の件
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中における継続調査の結果について
- 日程第17 総務常任委員会の閉会中における継続調査の結果について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第19 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第20 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第21 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第22 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の閉会中の継続調査の件

日程第 2 3 閉会

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 鈴木武男君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 松本孝信君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 河西美次君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	教 育 長	鈴木且雪君
会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君	参 事 兼 総務課長	真船 貞君
税 務 課 長	伊藤秀雄君	住民生活課長	鈴木真由美君
放射能対策 課 長	木村三義君	福 祉 課 長	相川哲也君
健康推進課長	長谷川洋之君	商工観光課長	福田 修君
農 政 課 長	田部井吉行君	建 設 課 長	鈴木茂和君
企画財政課長	田中茂勝君	上下水道課長	相川 晃君
学校教育課長	高野敏正君	生涯学習課長	緑川 浩君
農業委員会 事務局 長	和知正道君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤 田 哲 夫	主 幹 兼 事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒 須 賢 博
専 門 主 査 兼 庶 務 係 長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎追加日程の議決

○議長（白岩征治君） 日程に入るに先立ち、ここで議案の追加提案について申し上げます。

ただいま議案2件が追加提案されました。

おはかりをいたします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 異議なしと認め、それでは議案を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

（午前10時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前10時01分）

○議長（白岩征治君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（議案第50号及び議案第51号）

○議長（白岩征治君） それでは、追加提案されました議案2件につきましては、日程第13の次に追加日程第1、議案第50号、追加日程第2、議案第51号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

追加日程第1、議案第50号並びに追加日程第2、議案第51号を上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（白岩征治君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（白岩征治君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 本日、追加提案いたします議案は、議案第50号「西郷村副村長の選任について」、議案第51号「西郷村監査委員の選任について」の人事案件2件

であります。

まず、議案第50号「西郷村副村長の選任について」のご説明をいたします。

平成30年4月1日より空席でありました西郷村副村長に、東宮清章氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

東宮清章氏は昭和55年に日本大学工学部を卒業後、同年4月に西郷村に奉職しました。建設課、下水道課等の職を経て、平成24年に農業委員会事務局長、翌25年には農政課長として常に第一線で職員を指揮し、村政推進のかなめとなって業務に当たってまいりました。

この間、平成10年の8・27災害では下水道施設の復旧に、また、平成23年の東日本大震災では建設課主幹として道路等の復旧に奔走、平成25年から29年までは農政課長として農政復興に尽力するなど、数々の難局に対応してまいりました。さらに、平成29年11月からは、一般財団法人西郷村農業公社事務局長として、まるごと西郷館開館に尽力され、6月9日、無事オープンを迎えることができました。これも東宮氏の采配のたまものと感じております。

また、村の青少年活動やPTA活動にも積極的に参加され、さまざまな事業に中心的立場で貢献されてこられました。今後、本村の財政・福祉環境あるいは雇用といった山積する課題を解決し、また、諸施策を執行する上で東宮氏の経験と実績、そして実直な人柄は必ず生かされ、私を補佐していただけるものと考え、副村長に東宮清章氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第51号、西郷村監査委員の選任についてご説明申し上げます。

西郷村監査委員の居川孝男氏が、平成30年6月22日をもって任期満了となることに伴い、新たに熊谷光明氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

熊谷光明氏は、昭和48年に岩手県立宮古高等学校を卒業後、仙台国税局税務大学校仙台研修所で1年間研修され、昭和49年に仙台国税局八戸税務署に勤務後、県外の各税務署勤務を歴任され、昭和56年からは主に福島県内の税務署で勤務されました。

現在は、有限会社イカワマネージメントサービス、税理士法人イカワ会計で勤務されており、平成27年9月に税理士の資格を取得されております。また現在、一般財団法人西郷村農業公社の評議員としてもご活躍されております。

熊谷氏のこれまでの豊富な経験から、本村の財務事務の執行や経営管理、財政状況を公正な観点で適切に判断していただけるものと確信し、熊谷光明氏を西郷村監査委員に選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

以上、議案2件についてご説明申し上げます。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案第39号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第39号に対する質疑を許します。

7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 7番、議案第39号について質疑いたします。

この条例は、生産性向上特別措置法が6月6日施行されました。中小企業の一定の設備投資に対する固定資産税の特別措置の創設で、固定資産税をゼロにするということですが、何点か質疑したいと思います。

この条例は、新たに企業を立ち上げる会社にだけ適用されるのか、また、村内にある企業が設備投資をする場合でも対象になるのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 7番藤田議員のご質疑にお答えいたします。

ただいまご質疑ありました。新たな企業だけなのか、あとは村内の企業全てかというご質疑かと思いますが、今回の条例に基づきまして対象となるエリア、事業所につきましては、村内全域全企業、全企業といいますのは中小企業になりますが、そういった範囲内で適用を考えております。

まず、簡単にご説明申し上げますが、生産性向上特別措置法についてでございますが、この法律、議員も御存じかと思うんですが、中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図ることなどを目的に、今年6月6日に施行されました。この施行に伴いまして、同法第37条で、市町村は経済産業大臣が定めた中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針に基づきまして導入促進基本計画を作成し、経済産業大臣に協議審査の同意を求められることとなっております。

また、同法第40条で、先端設備等を導入しようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画を作成し、市町村に提出してその認定を受けることができることとなっております。この制度によりまして、先端設備等の導入を行った場合には、3年間当該減価償却資産の課税標準をゼロから2分の1の範囲内で軽減するという内容でございます。

この制度に基づきます固定資産税の特例措置により、当該減価償却資産の課税標準をゼロとした自治体における当該特定措置の対象となる事業等につきましては、ものづくりサービス補助金の補助率が2分の1以内から3分の2以内へとアップすることや、国においては各種補助金の優先採択をすることにもなっております。

このため西郷村では、村内中小企業の労働生産性の伸び悩みと設備投資の後押しをする必要があることの観点から導入促進基本計画を作成し、税条例で当該減価償却資産の課税標準をゼロにする軽減措置をするものでございます。

なお、今回の措置によります基準財政収入額の減少額につきましては、市町村の条例で定める割合、西郷村で申し上げますと100分の1.4を用いて算定することになっております。

現在、村内企業者から、この制度を活用した導入要望が5件寄せられております。

以上、簡単ですが生産性向上特別措置法の説明と、あと村の今の条例に関する説明とさせていただきます。ご理解賜りますようによろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） また質疑するようなところが全て網羅されているのかと思うんですけども、減免の割合、ゼロから2分の1までとなっていますが、これは自治体の裁量で決めることができるということなんですけれども、何故ゼロに、西郷村はゼロにしたのかということを質疑いたします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

まず第1点目には、先ほども簡単に触れましたが、ほかの補助金の、関連する補助金の優先採択が受けられるということでもあります。あと全国的に自治体の様子を見ていますと、もう9割以上の自治体がやはりゼロとしている状況が、今公表されております。そういった観点から、西郷村でもやはり中小企業者の後押しをする必要があると感じておりますので、いろいろ各種補助金等の優先採択が受けられないと不利益になることにもつながりますので、村といたしましてはゼロとしようとするところでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） この減税になった金額ができますよね、当然。ゼロですから、固定資産税が。その補填は国からされると聞いていますけれども、これは全額補填されるのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

ちょっと繰り返しになってしまうんですが、減額した分につきましては基準財政収入額の収入が減ることになります。その分につきましては、基準財政需要額として減少分を見るということになりますので、交付税措置の中で全額ということではありませんが、交付税措置の中で対応されるということになっております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 交付税ということでおりとくると、国のほうから。という理解でよろしいでしょうか。

それと、現在、5件の申請があるということなんですけれども、村の対象企業ですが何軒ぐらいあるのか、さらには企業誘致として、これは企業誘致のほうに結びつくと思うんですけども、そういった考えのもとはあるのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

ちょっと現在、細かいデータ、今、手持ちにございませませんが、村内の企業、中小企業が該当いたします。今回の対象となる中小企業者等につきましては、資本金額が1億円以下の法人、従業員数が1,000人以下の個人事業主となっております。

それらの軒数、ちょっと今現在、把握しておりませんが、中小企業者といわれる方が622ぐらいの事業所かと把握してますので、そのうち今回の対象となる中小企業者等につきましては、500社から600社の間かなということでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） いろいろ補助金は優遇的に受けられると、これを申請することによってね、企業は。一応そういった意味では進めていただきたいと思います。

このほかに、メリットという観点は特にはないですか。まあ、今は補助金の関係ではありますけれども。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

メリットといいますか、やはり補助金が主になるかと思うんですが、現在の中小企業者においては、人手不足もございまして、やはり労働の生産性を高める必要がある。また、償却資産なものですから設備投資もしていかなないと、なかなか生産性が上がっていかないという部分があるかと思います。

そういった点を踏まえまして、国のほうでもやはり国際競争力を高めるために、中小企業者の底上げは必要だという見解でこの法律もできておりますので、全体的に中小企業の底上げを図るためにも、こういった政策、村のほうでも固定資産税の課税標準額をゼロにして、中小企業のバックアップを図っていきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 以上で、議案第39号についての質疑は終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第39号「西郷村税条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第2、議案第40号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第40号「式服貸与条例を廃止する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第3、議案第41号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第41号「西郷村空家等対策審議会条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第4、議案第42号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第42号「西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第5、議案第43号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第43号「西郷村介護保険条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第6、議案第44号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第44号「西郷村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第7、議案第45号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第45号「平成30年度西郷村一般会計補正予算(第1号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号～議案第49号に対する一括質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第8、議案第46号から日程第11、議案第49号まで一括して議題といたします。

一括して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

- 議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
次に、一括して討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより本４議案を一括して採決を行います。
議案第４６号から議案第４９号まで、本４議案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手多数）
- 議長（白岩征治君） 挙手多数であります。
よって、議案第４６号から議案第４９号は原案のとおり可決されました。
◎報告第２号に対する質疑
- 議長（白岩征治君） 続いて、日程第１２、報告第２号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
報告第２号「白河地方土地開発公社経営状況報告について」は終わります。
◎報告第３号に対する質疑
- 議長（白岩征治君） 続いて、日程第１３、報告第３号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
報告第３号「一般財団法人西郷村農業公社経営状況報告について」は終わります。
◎議案第５０号に対する質疑、討論、採決
- 議長（白岩征治君） 続いて、追加日程第１、議案第５０号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第５０号「西郷村副村長の選任について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（白岩征治君） 挙手全員であります。
よって、議案第５０号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
◎議案第５１号に対する質疑、討論、採決
- 議長（白岩征治君） 続いて、追加日程第２、議案第５１号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第51号「西郷村監査委員の選任について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第14、請願・陳情に対する委員長報告であります。

請願第1号に対する委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、秋山和男君。

○文教厚生常任委員会委員長（秋山和男君） 9番、文教厚生常任委員会委員長審査報告をいたします。

本定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました請願1件につきましては、6月8日金曜日、第2会議室におきまして、全員出席のもと委員会を開催し、審査したところであります。

厳正なる審査の結果、請願第1号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」につきましては、採択すべきものと決しました。

以上のとおりご報告をいたします。

○議長（白岩征治君） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

請願第1号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」、このことに対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それではただいまから午前10時50分まで休憩いたします。

（午前10時28分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前10時50分）

◎追加日程の議決

○議長（白岩征治君） ここで、発議2件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。それでは議案を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

（午前10時50分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前10時52分）

○議長（白岩征治君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加日程の上程（発議第2号及び発議第3号）

○議長（白岩征治君） それでは、追加提案されました発議2件につきましては、日程第14の次に追加日程第3、発議第2号、追加日程第4、発議第3号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎発議第2号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 発議第2号を議題といたします。

ただいま日程に追加されました発議第2号は、先ほど採択されました請願第1号に伴う意見書の提出でございますので、趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第2号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就

学支援を求める意見書」の提出について」、賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号に対する説明、質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 次に、発議第3号「放射線監視装置(モニタリングポスト)の撤去の中止を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

11番上田秀人君。

○11番(上田秀人君) 発議第3号「放射線監視装置(モニタリングポスト)の撤去の中止を求める意見書の提出について」説明をさせていただきます。

上記の議案を別紙のとおり、西郷村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。内容につきましては、お手元の資料となっておりますけれども、「放射線監視装置(モニタリングポスト)の撤去の中止を求める意見書(案)」といたしまして、原子力規制委員会は3月20日に、東京電力福島第一原発事故に伴い避難地域が設定された12市町村以外の放射線監視装置(モニタリングポスト)を、2020年度末までに撤去する事を決めました。

そのような中で、6月19日付けの新聞報道では、西郷村内の放射線監視装置(モニタリングポスト)27台を撤去するとの報道がありました。

福島第一原発事故から丸7年が過ぎ、汚染水は増え続け原発の敷地には汚染水タンクが約900基も建ち並び、高い放射線量に阻まれて廃炉作業の工程も進んでいません。いまま県内外に5万人を超える県民が避難生活を余儀なくされ、原発事故の要因とする震災関連死も増え続けています。

村内においても、今なお一部の山菜や川魚などに制限が掛かっています。

西郷村民が、一日も早く安心して、慣れ親しんだ地域で生活するためにも、放射線監視装置(モニタリングポスト)が必要であり、モニタリングポストの数値を見ることにより安全性が確認できます。

村内には、多くの除染土壌廃棄物が仮置きされている現状からも、放射線監視装置(モニタリングポスト)の測定持続が必要だと考えます。

県内からは測定の継続を求める声や体制縮小に対して疑問視する意見があるとの報道もあります。住民に対し十分な説明も無いままに撤去するのは中止すべきです。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書の提出をしたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長(白岩征治君) 趣旨説明が終わりました。

発議第3号に対する質疑を求めます。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第3号「放射線監視装置(モニタリングポスト)の撤去の中止を求める意見書の提出について」、賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員の派遣について議会の議決を求めるものであります。

おはかりいたします。

お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会中における継続調査の結果について

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第16並びに日程第17、閉会中における継続調査の結果についてであります。各委員長より報告を求めます。

最初に、議会運営委員会委員長、上田秀人君。

○議会運営委員会委員長(上田秀人君) 11番、議会運営委員長、閉会中における継続調査の結果についてご報告いたします。

当委員会では、臨時会の開催要請に対する開催日程等の協議、第2回定例会に係る会期、議事日程等の諮問事項等の審査及び予算決算特別委員会設置に向けた検討会について協議をいたしました。

内容については、お手元に配付をした閉会中の所掌事務調査報告書のとおりとなっております。

以上、報告を終わります。

○議長(白岩征治君) 次に、総務常任委員会委員長、南館かつえ君。

○総務常任委員会委員長(南館かつえ君) 6番、総務常任委員会委員長、閉会中における継続調査の結果についてご報告申し上げます。

当委員会では、5月10日全員協議会終了後に、第二会議室におきまして、全員出席のもと所掌事務調査について協議いたしました。

内容につきましては、お手元に配付した閉会中の所掌事務調査報告書のとおりとなっております。

以上、報告を終わります。

○議長(白岩征治君) 各常任委員長の報告が終わりました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第18から日程第22までの各委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管並びに所掌事務調査及び付託事件について、閉会中の継続調査の申し出がございました。

おはかりをいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字、その他整理を要するものにつきましては議長に一任していただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長（白岩征治君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（白岩征治君） これをもちまして、平成30年第2回西郷村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

（午前11時01分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年6月20日

西郷村議会 議長 白岩 征治

署名議員 鈴木 武男

署名議員 真船 正康